新宮川水系市田川等に係る
特定都市河川及び特定都市河川流域の
指定に関する説明資料

近畿地方整備局　紀南河川国道事務所

和歌山県

新宮市

令和 7年 9月 25日

国土交通省

新宮川水系市田川流域の概要

○ 熊野川の支川である市田川は、千穂ヶ峰に源を発し、途中、新宮市街で浮島川と合流して、熊野川の合流部に流入する流域面積5.36km²、流路延長4.8km の河川です。

○ 昭和40年度に市田川と支川浮島川が二級河川に、昭和45年4月に一級河川に指定され、その後、昭和47年5月に市田川の河口から約2kmが直轄区間に指定されました。

◆市田川流域位置図

◆市田川流域の諸元

河川名	河川種別	管理	河川・排水路諸元		河床勾配*	備考（合流先）
			流路延長 (km)	流域面積 (km²)		
市田川	一級	国土交通省 和歌山県	2.00 2.80	5.360	0.0k-2.0k：1/1300 2.0k-4.8k：1/1000	熊野川
浮島川	一級	和歌山県	0.90	0.503	－	市田川
西鴻田川	準用	新宮市	1.45	1.100	－	市田川
東鴻田川					－	西鴻田川
射矢の谷川			1.50	0.670	－	市田川

*河床勾配：川の流れる方向の川底の傾きのこと。（例：1/100は100mで川底が1m下がる勾配）

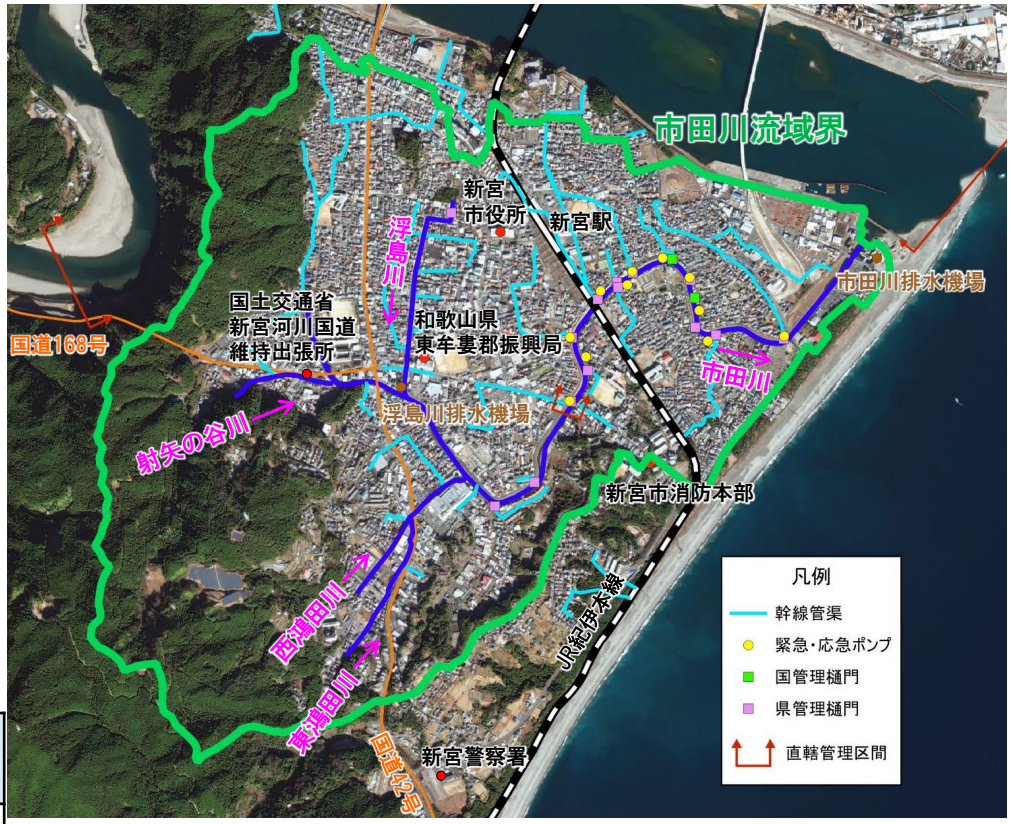

背景図：NTTインフラネットGEOSPACEプラス

◆市田川流域図

新宮川水系市田川における過去の災害

○ 平成29年10月台風第21号では、新宮雨量観測所（気象庁）にて観測史上最大となる総雨量893.5mm（時間最大雨量約66mm）を記録しました。
○ 新宮市内では、内水氾濫により、家屋被害1,124戸（床上浸水615戸、床下浸水509戸）の被害が発生しました。　※H30.7.18新宮市調べ

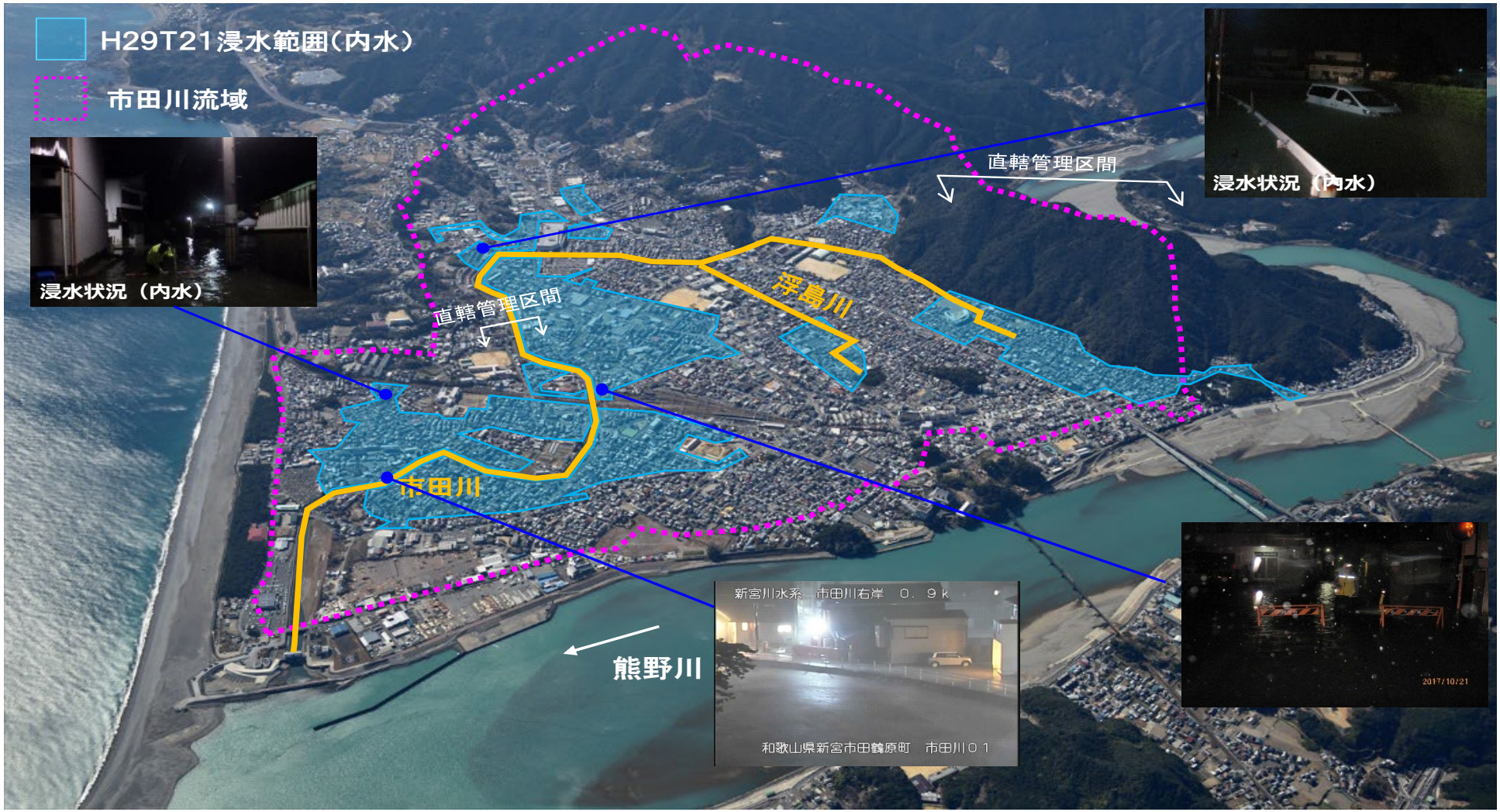

◆市田川流域と平成29年10月台風21号における浸水範囲

市田川のこれまでの対策

○ 市田川の治水対策として更なる浸水被害の軽減を図るため、様々な対策を進めてきました。

■熊野川河道掘削（激特対策・緊急対策）

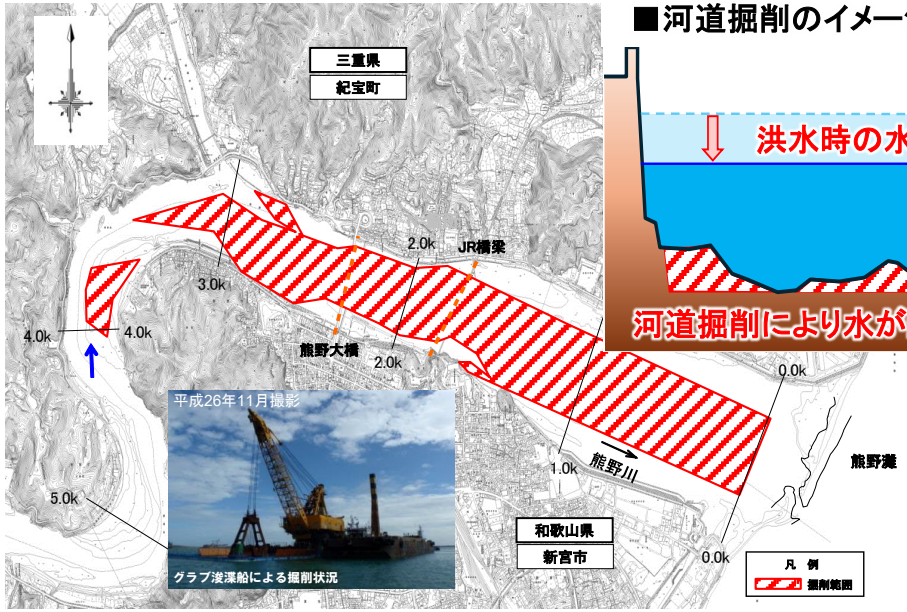

■河道掘削のイメージ

激特対策・緊急対策として、**河道掘削を推進**。

■雨水排水・貯留対策（新宮市）

平成29年から**合計2.49m3/sの増強**を実施。
雨水貯留浸透施設の整備を随時実施。（**令和5年度末時点で3施設整備済み**）

■市田川排水機場の増強（国交省）

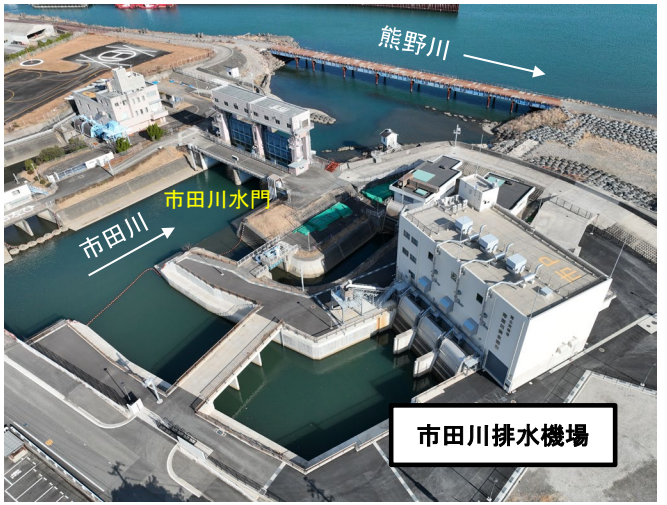

令和5年度に17.1m3/sから**28.0m3/sへ増強**を実施。

■浮島川排水機場の増強（和歌山県）

令和2年度に10.0m3/sから**11.2m3/sへ増強**を実施。

気候変動による水災害の頻発化・激甚化

○ 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されています。

■平成25年～令和6年に発生した主な災害

平成25～29年

①平成25年台風第18号

由良川の氾濫による浸水被害
（京都府福知山市）

②平成27年9月関東・東北豪雨

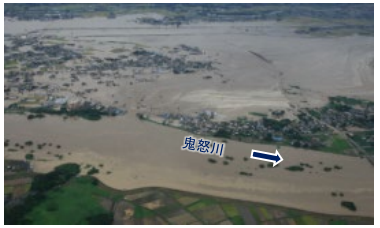

鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
（茨城県常総市）

③平成28年8月台風10号

小本川の氾濫による浸水被害
（岩手県岩泉町）

空知川の堤防決壊による浸水被害
（北海道南富良野町）

④平成29年7月九州北部豪雨

赤谷川における浸水被害
（福岡県朝倉市）

平成30年～令和2年

⑤平成30年7月豪雨

小田川における浸水被害
（岡山県倉敷市）

肱川における浸水被害
（愛媛県大洲市）

⑥令和元年東日本台風

千曲川における浸水被害
（長野県長野市）

⑦令和2年7月豪雨

球磨川における浸水被害
（熊本県人吉市）

令和3年～6年

⑧令和3年8月の大雨

池町川における浸水被害
（福岡県久留米市）

⑨令和4年8月の大雨

最上川における浸水被害
（山形県大江町）

⑩令和5年7月の大雨

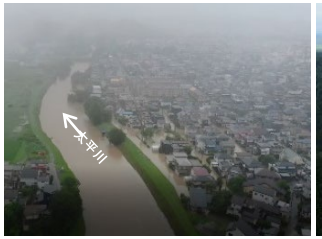

太平川における浸水被害
（秋田県秋田市）

⑪令和6年7月の大雨

最上川における浸水被害
（山形県戸沢村）

※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生

都市化による流出量の増大のしくみ

○ 適切な流出抑制を行わずに都市化が進むと、雨水の地中浸透が阻害され、地表面や下水道、河川を流下する雨水流出量が増大します。
○ 雨が地中にしみ込みにくくなると、降った雨がすぐに川に流れ込み、洪水による浸水被害が起きやすくなります。

■開発が進んだ後

地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田がなくなることにより、下流への流出が増大し、河川整備などが進まないと、低平地での氾濫被害が増加します。

■開発が進む前

雨水の大半は地中に浸透したり、水田に貯留され下流への流出は抑えられます。

流域治水とは

○ 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備等の対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

皆さんと一緒に

流域全体での対策

の着実な実施

×

国
県

河川整備の加速化

市

雨水対策の推進

将来にわたり

安心安全なまちづくり

の実施

流域治水を進めるための有効なツールである特定都市河川

○ 治水対策を進めていくためには、法的バックアップ、財政支援が不可欠です。
○ 法的バックアップや財政支援の新規施策のほとんどが「特定都市河川」指定した場合のものです。
○ 指定により、土地開発に対する流出抑制の義務化や水害に強いまちづくりに向け、財政的支援が可能となります。

「特定都市河川の概要」と「受けられる法的バックアップと財政的支援(新規施策)」を紹介

特定都市河川の指定

平成15年制定時の主な制度

対象河川
市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定
浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

保全調整池の指定
都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等
宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被　害対策法の全体像

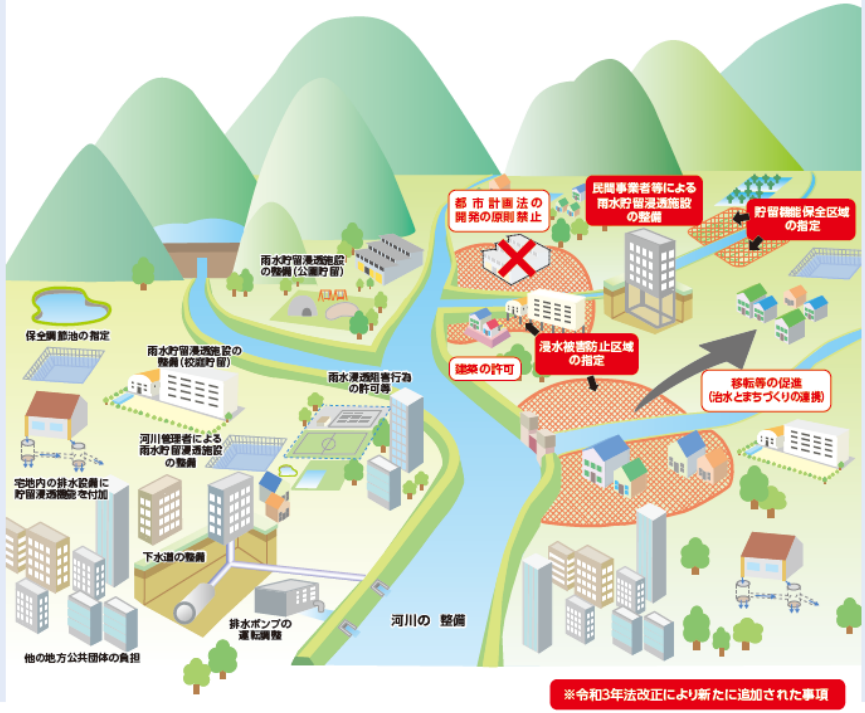

※令和3年法改正により新たに追加された事項

令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大
「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定
都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定
都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

全国の特定都市河川の指定状況

○ 法改正前に特定都市河川流域を有していたのは、全国で５都府県のみであったが、法改正後は頻発する豪雨水害等を踏まえ、指定や指定に向けた検討が全国的に進んでいます。

特定都市河川の指定等の状況（令和7年9月1日時点）

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**34水系408河川**が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：27水系344河川）

○**流域水害対策計画**は、**21水系315河川で策定**されている（法改正前：7水系55河川、法改正後：14水系260河川）

【凡例】

◇：法改正前　指定済み特定都市河川（代表河川）
◆：法改正後　指定済み特定都市河川（代表河川）

下線：特定都市河川の指定を検討している河川
（水系名で記載している水系は指定河川について検討中）

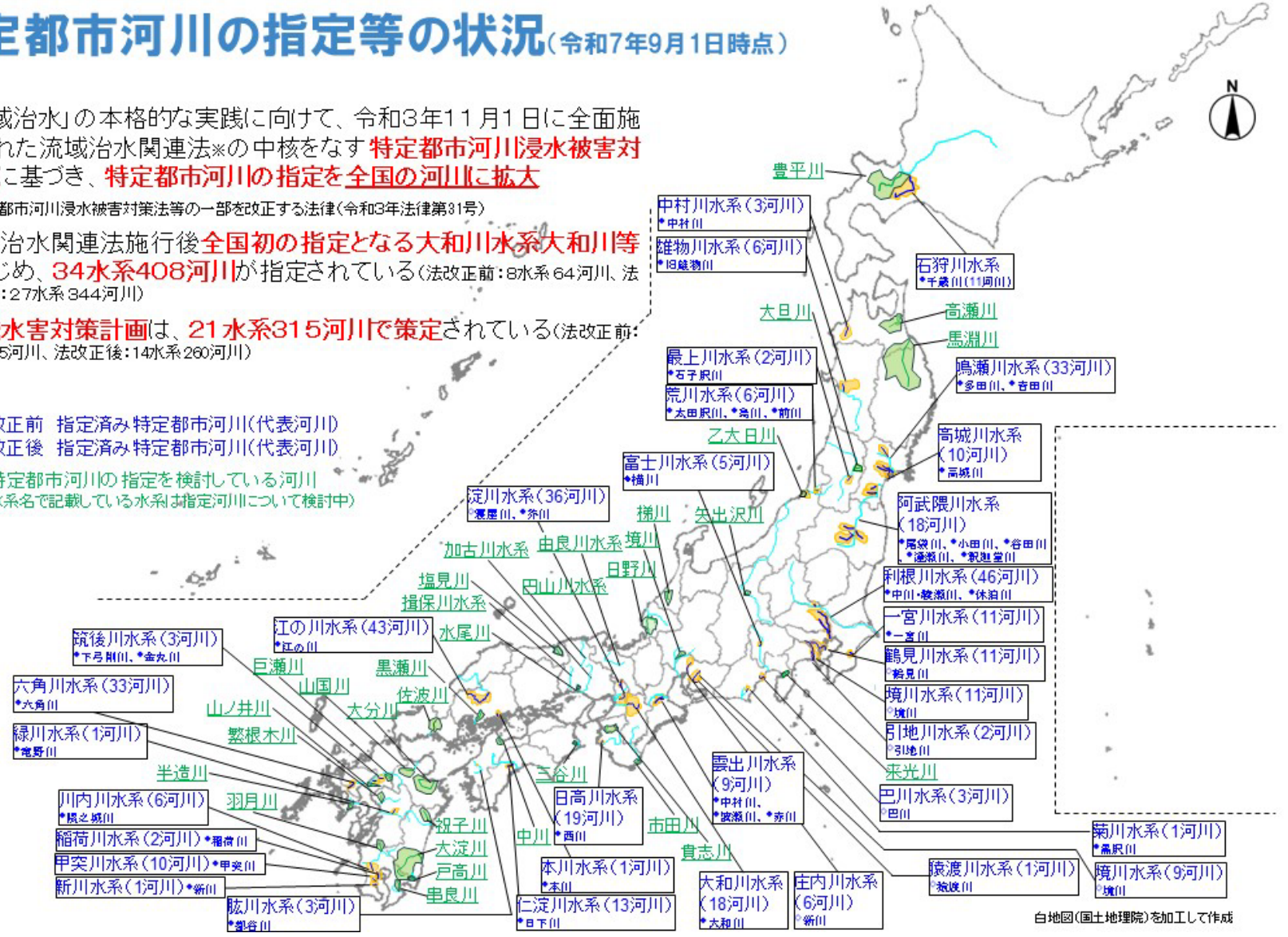

白地図（国土地理院）を加工して作成

新宮川水系市田川等の特定都市河川への指定(案)

○特定都市河川として、市田川（直轄及び県管理区間）、浮島川（県管理区間）の指定を検討します。
○特定都市河川流域として、市田川流域の指定を検討します。

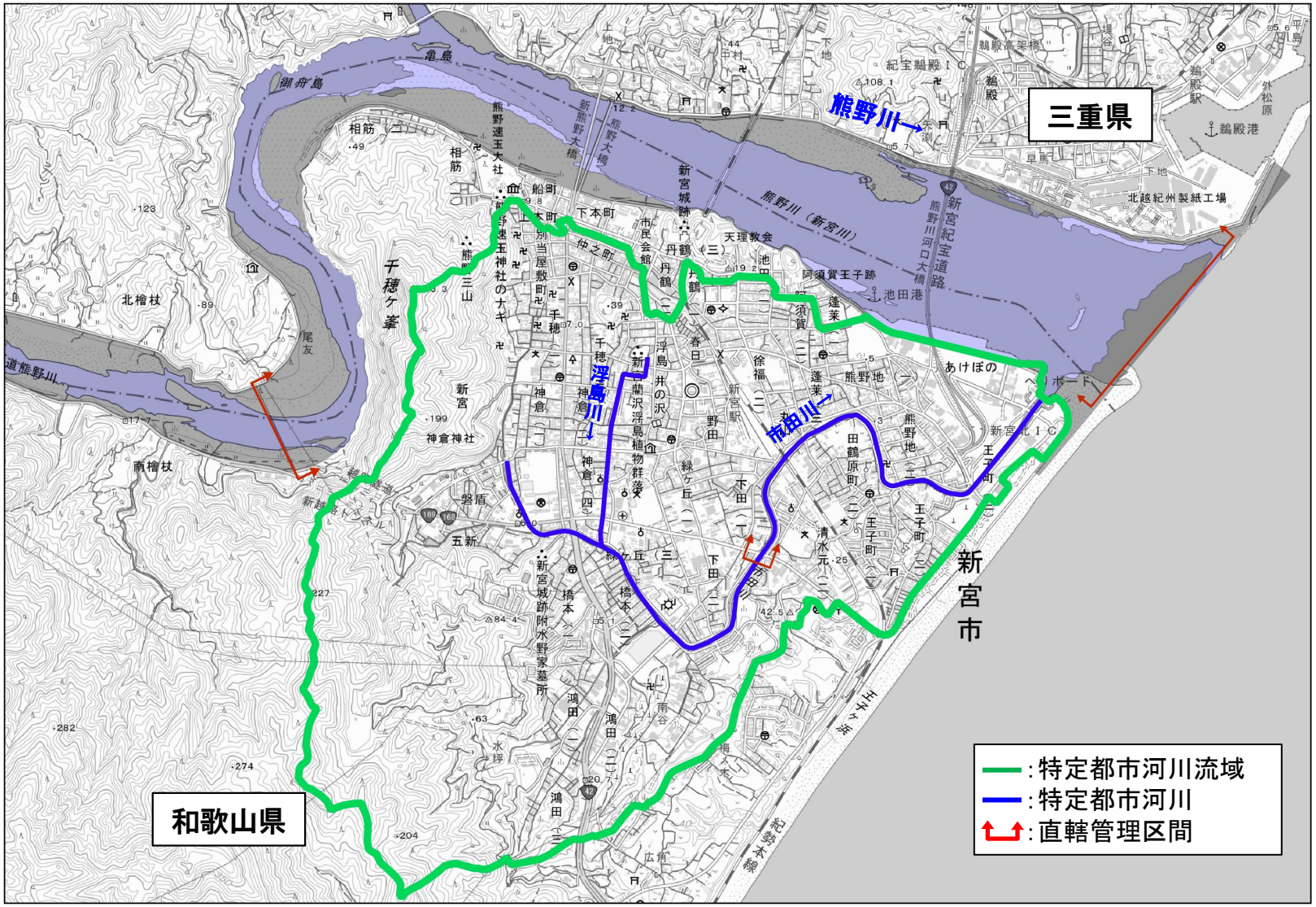

特定都市河川の指定による流域治水の推進

○ 市田川では、平成29年10月の台風第21号を契機として、平成31年3月に、より効果的な浸水対策を総合的・一体的に推進するための「市田川流域大規模浸水対策計画」を策定しました。

○ このうち、長期対策に向けて、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」を用い、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川へ指定し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

流域治水を進める大和川流域の事例

ため池治水利用（大和郡山市）

地下貯留施設・水田貯留（田原本町）

開発調整池（川西町）

雨水浸透阻害行為の許可について

○ 雨水浸透阻害行為とは、
- 土地の締固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為
- 雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為

○ 市田川流域内の「宅地等」以外の土地で行う１，０００平方メートル（約１反、約３００坪）以上の雨水浸透阻害行為は許可が必要となります。

○ 許可にあたっては、雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が義務付けられます。

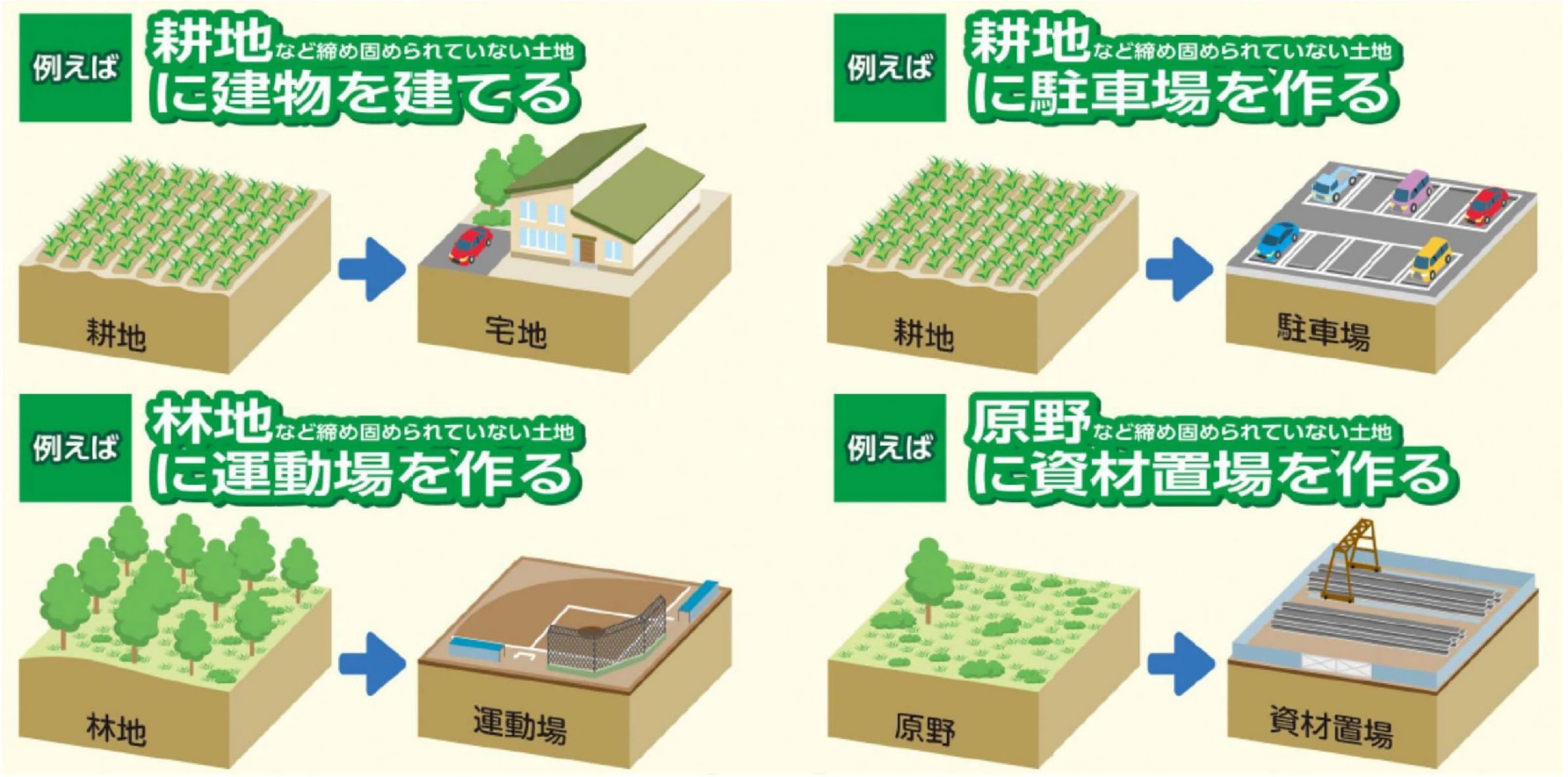

雨水浸透阻害行為の許可について

○ 既に「宅地等」の場合は、対象となりません。

- 「宅地等」とは、宅地（太陽光発電施設含む）、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場、舗装された土地など雨水が浸透しにくい土地のことです。
- 「宅地等」以外の土地とは、林地・耕地・原野類、山地、人工植生法面、締め固められた土地、ゴルフ場・運動場類（排水施設を伴うものに限る）ことです。

○ 今現在、すでに雨水浸透がしにくい地面である場合には、その用途を変更する場合であっても、新たに対策をする必要はありません。
（今現在よりも、雨水浸透が悪化する場合に対策をする必要があります）。

水が浸みこまない地面

○ 宅地の定義は、建物の用に供するための土地（①～③）をさし、**土地登記簿に記載された地目等を参考に判断**します。なお、建物には太陽光発電施設を含みます。

① 現在において、建物の用途に供している土地

② 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地

③ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

対策は不要

水が浸みこまない地面

雨水浸透阻害行為の該当有無(一例)

○ （特定都市河川指定時点で）既に着手している行為は、許可を要しません。

○ 通常の管理行為、軽易な行為は、許可を要しません。
具体的には、
１）主として農地または林地を保全する目的で行う行為
２）既に舗装されている土地において行う行為
３）仮設の建築物等の建築その他の土地の一時的な利用する目的で行う行為（当該利用後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限ります。）
４）農業用ビニールハウスやガラスハウスの設置が、耕作の目的で使用される土地（農地法上の農地）として取り扱われる場合については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当します。※ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う場合は許可が必要

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

■許可が必要な一例

底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設

太陽光発電施設

雨水浸透阻害行為の許可に伴い必要な対策工事

○ 雨水浸透阻害行為の許可にあたっては、雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が義務付けられます。
○ 行為面積や行為前後の状況により、必要な対策は異なります。

＜手続きの流れ＞

- 雨水浸透阻害行為許可の手続きは、最初に事前相談を行い、許可が必要な場合は許可申請書を提出して頂き、内容を審査後に許可します。許可後は工事の完了検査を実施します。
- また、許可を受けた事項を変更する場合や雨水貯留浸透施設設置後に機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は別途許可が必要な場合があります。

どうして対策が必要なのか

①水が浸み込む地面
（農地、森林等）

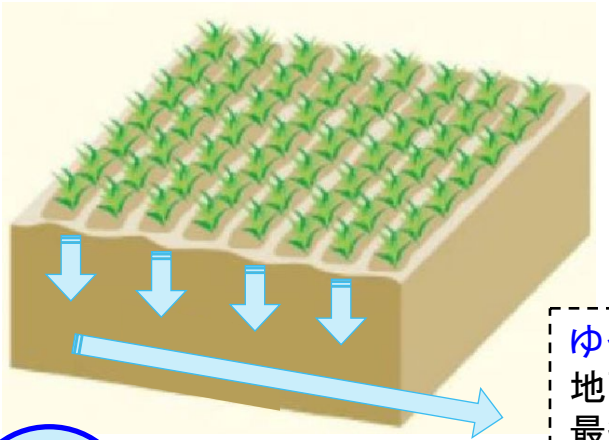

ゆっくりと時間をかけて
地面の中を移動し
最終的に河川に浸みだす

雨水浸透阻害行為に
対する対策なし

②水が浸み込まない地面
（アスファルト等）

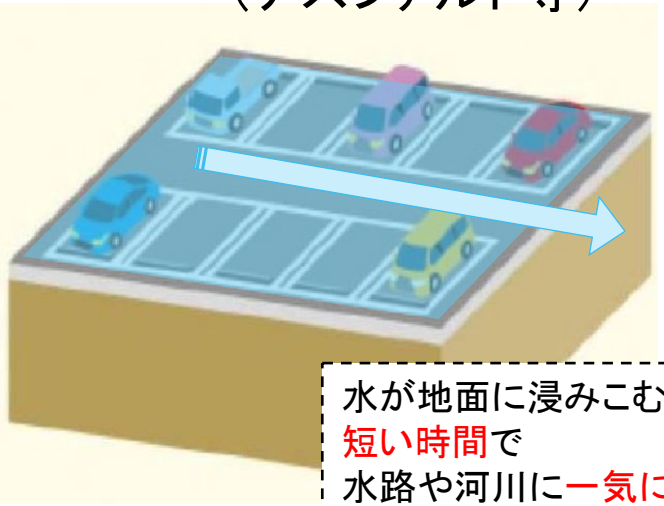

水が地面に浸みこむことなく
短い時間で
水路や河川に一気に流れ込み
水位が上昇し危険

③水が浸み込まない地面
（雨水貯留浸透施設を設置）

雨水浸透阻害行為に
対する対策あり

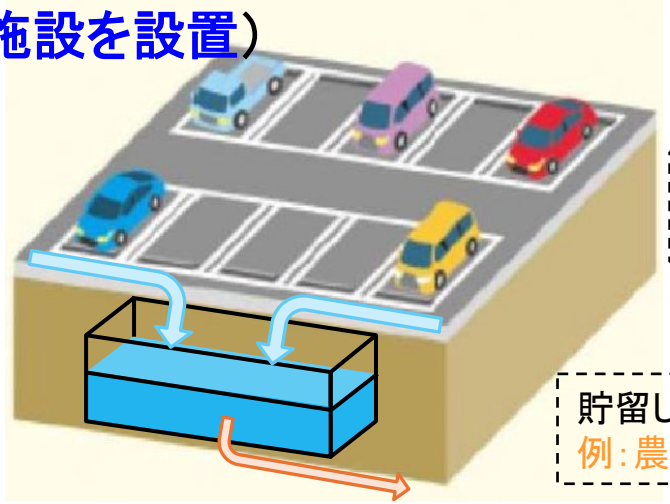

大雨が降っている最中に水を貯留し、
水路や河川に一気に流れ込むのを防ぐ

貯留した雨水は、後に再利用が可能
例：農作物・植物への潅水、トイレ洗浄等

流域一体となった取組みによる被害の軽減対策

○ 激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、国・都道府県・市町村による対策に加え、住民や企業等の協働が必要不可欠です。

○ 住宅・店舗等において、屋根に降った雨水を貯留タンクに貯留することで、雨水の流出抑制効果を高める機能を発揮します。
また、貯留した雨水は、樹木への散水や庭への打ち水などに利用することで、雨水の有効利用を図り、良好な水循環型社会を創出することが可能です。

○ 新宮川水系では洪水に備えるため、マイタイムライン作成講座や防災授業を実施すると共に、国・県のHPにて河川水位情報等を発信しています。

■各戸貯留のイメージ

■和歌山県河川雨量防災情報

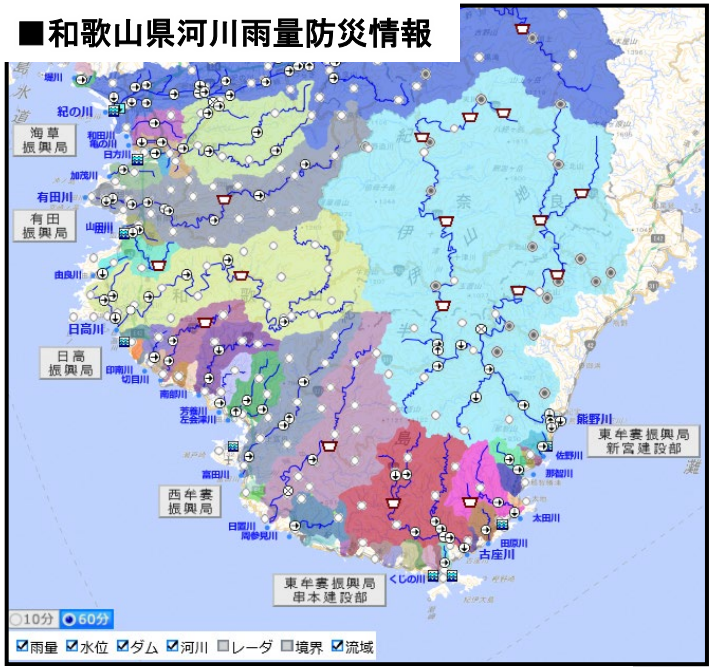

■マイタイムライン作成講座（新宮市）

■YouTubeによる河川監視カメラ映像の配信

土地利用規制の推進

○ リスクの高い地域では、現状の貯留機能をそのまま保全する区域の指定やリスクの高い地域における開発規制を行い住民の生活を保全する指定を進めます。

○ 市田川流域においても、流域治水の取組として、土地利用規制を進め、リスクの高い地域から低い地域への移転なども進めて行きます

① 貯留機能保全区域

◎農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全

【指定方針】

○都市浸水想定の区域やハード整備後においても浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮したうえで指定

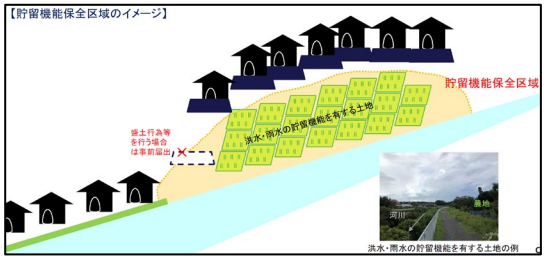

（貯留機能保全区域の指定等）

第五十三条　河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

② 浸水被害防止区域

◎開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護

【指定方針】

○都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ等も参考として、現地の地盤の起伏や市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮したうえで指定

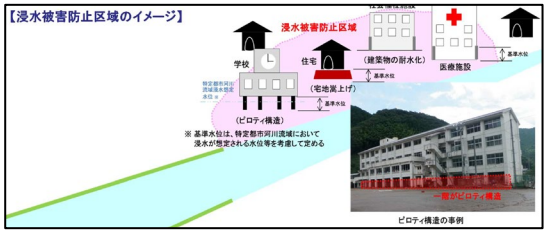

（浸水被害防止区域の指定等）

第五十六条　都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物（居室を有するものに限る。）の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。